

山梨県公報

号外第二十六号

平成十九年

三月三十日

金 曜 日

目 次

訓 令

- 山梨県行動計画推進本部規程……………一
- 山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県官報掲載事項報告規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令……………五
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………五
- 山梨県売春防止対策本部規程の一部を改正する訓令……………六
- 山梨県県有林野管理規程の一部を改正する訓令……………六
- 山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令……………八
- 吏員以外の職員の職名等に関する規程を廃止する訓令……………八

訓 令

山梨県訓令甲第二号

山梨県行動計画推進本部規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県行動計画推進本部規程

(設置)

第一条 県行政運営上の総合的な指針となる行動計画(以下「行動計画」という。)について企画及び総合調整を行い、並びにこれを策定し、及び推進するため、山梨県行

本 出 先 機 関 庁

山梨県知事 横 内 正 明

動計画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第二条 本部は、本部会議、計画推進会議及び推進班をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第三条 本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、副本部長は政策秘書室長をもって充てる。

(本部会議)

第四条 本部会議は、行動計画の策定及び推進に係る基本的な事項を協議し、及び決定する。

2 本部会議の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者(以下「部長等」という。)をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(計画推進会議)

第五条 計画推進会議は、本部会議において協議すべき事項の企画及び調整を行う。

2 計画推進会議の構成員は、副本部長及び別表第二の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、当該職にある者が存しない場合又は複数存する場合にあつては、副本部長が指名した一名以上の者をもって充てる。

3 計画推進会議は、副本部長が招集し、掌理する。

(分科会)

第六条 計画推進会議に、行動計画における政策の総合化及び体系化を図るため必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会は、副本部長が指名した職員により構成する。

3 分科会は、副本部長が招集し、掌理する。

(推進班)

第七条 推進班は、別表第二の上欄に掲げる部等にそれぞれ置き、当該部等の所掌事項に係る行動計画の策定及び推進に関する事務を行う。

2 推進班は、前項の部等の部長等が、当該部等に所属する職員のうちから指名した職員により構成する。

3 部長等は、前項の規定により指名したときは、速やかに副本部長に報告するものとする。

4 推進班は、第二項の部長等がそれぞれ招集し、掌理する。

(庶務)

第八条 本部会議及び計画推進会議の庶務は、政策秘書室において行う。

(委任)

第九条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。
(山梨県長期計画策定本部規程の廃止)

2 山梨県長期計画策定本部規程(平成三年山梨県訓令甲第五号)は、廃止する。
別表第一(第四条関係)

副知事 知事補佐官 政策秘書室長 企画部長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 商工労働部長 観光部長 農政部長 土木部長 会計管理者 県民室長 林務長 産業立地室長 公営企業管理者 教育長 警察本部長
別表第二(第五条関係、第七条関係)

部等名	職名
政策秘書室	政策秘書室次長 政策参事 政策主幹
企画部	企画部次長 県民室次長 企画課長 企画調整主幹
総務部	総務部次長 人事課長 財政課長 市町村課長 企画調整主幹
福祉保健部	福祉保健部次長 企画調整主幹
森林環境部	森林環境部次長 企画調整主幹
商工労働部	商工労働部次長 企画調整主幹
観光部	観光部次長 企画調整主幹
農政部	農政部次長 企画調整主幹
土木部	土木部次長 企画調整主幹
企業局	企業局次長 企画調整主幹

教育庁	教育次長 企画調整主幹
警察本部	警務部参事官 企画室長

山梨県訓令甲第三号

山梨県行財政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年三月三十日
出先機関
山梨県知事 横内正明

山梨県行財政改革推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県行財政改革推進本部規程(平成十五年山梨県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「副知事 出納長」を「副知事」に、「土木部長」を「土木部長 会計管理者」に改める。

附則
この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年三月三十日
本庁
山梨県知事 横内正明

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令
山梨県交通安全対策本部規程(昭和四十一年山梨県訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項及び第五条第四項中「吏員」を「県職員」に改める。

附則
この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令
山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「出納長」を「知事補佐官」に、「土木部長」を「土木部長 会計管理者」に、「県民室長」を「県民室長 林務長 産業立地室長」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

本 出 本
先 先
機 機
関 関
庁 庁
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同欄の区分にそれぞれ対応する第一欄」を「第一欄」に改め、同項の表中「林務長」の下に「産業立地室長」を、「を除く。」の下に「知事補佐官

又は会計管理者」を加え、

出納長	出納局長	課長	上欄の者と同職員
労働委員会事務局	労働委員会事務局	労働委員会事務局	労働委員会事務局

務局に所属するその他の職

出納局長	課長	上欄の職員
労働委員会事務局	労働委員会事務局	労働委員会事務局

一の課に所属するその他の

者と同じの課に所属するその他の
事務局長 一次長 一員

に改め、

員会事務局に所属するその他の職

同条第二項中「とは、県民室長」を「とは県民室長を、産業立地室に置かれる課の課長の所属長とは産業立地室長」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

本 出 本
先 先
機 機
関 関
庁 庁
労働委員会事務局

山梨県官報掲載事項報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県官報掲載事項報告規程の一部を改正する訓令

山梨県官報掲載事項報告規程（昭和二十九年山梨県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令」を「官報及び法令全書に関する内閣府令」に改める。

第三条第五号イ中「及び出納長」を削る。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中 「出納長印」 を 「会計管理者印」 に、「県民室長印」を 「産業立地室長印」 に改める。

第七条中 「出納長印、出納長職務代理者印」を「会計管理者印、会計管理者事務代理者印」に改める。

第八条第一項第十号中 「出納長印、出納長職務代理者印」を「会計管理者印、会計管理者事務代理者印」に改め、同項中第二十九号を第三十号とし、第十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 産業立地室長印 産業立地推進課長
 第十条第一項中 「出納長」を「会計管理者」に改める。
 第十四条の表印章の項中 「出納長職務代理者印」を「会計管理者事務代理者印」に改める。

別表出納長印の項中 「出納長印」を「会計管理者印」に、

山	梨	県
出	納	長
印		

を

県	管	印
梨	計	者
山	会	理

に改め、同表出納長職務代理者印の項中 「出納長職務代理者印」を「会

計管理者事務代理者印」に、

出	納	長	印
山	梨	県	管
理	者	事	務
代	理	者	印

を

山	梨	県	会	計
管	理	者	事	務
代	理	者	印	

に改め、同表

民室長印の項の次に次のように加える。

産業立地室長印
山梨県商工業労働部立地室長印
二十四ミリメートル平方
一般文書用

別表本庁の課長印の項中

山梨県部長印
第四
二十四ミリメートル平方
一般文書用

を

山梨県商工業労働部立地室長印
第四
二十四ミリメートル平方
一般文書用

山 梨 県
部 長 印
室

第五

二 十 一
ミ リ メ
ー ト ル
平 方

一 般 文 書 用

出 先 機 関
山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年三月三十日
山梨県知事 横 内 正 明

山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令
山梨県法令審査委員会規程（昭和四十七年山梨県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

本 庁
出 先 機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十二條第二項第二号中「財務規則」を「山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）」に、「吏員」を「職員」に改める。

第二十九條第三項中「出納長官」を「会計管理者」に、「又は県民室長官」を「県民室長官又は産業立地推進官」に改める。

別表第一の一の表中「新行政システム課 一行シ」を「新行政システム課 一行シ」に改める。

行政システム課 一行シ
界遺産推進課 世推
「職業能力開発課 職能」を「職業能力開発課 職能」に改める。

「産業立地推進課 産立」を「産業立地推進課 産立」に改める。

「廃棄物不法投棄対策室 一廃対」を「廃棄物不法投棄対策室 一廃対」に改める。

に改め、同表出納員印の項中「六 富士・東部地域県民センター出納事務

用」を「六 峡南地域県民センター会計第一課出納事務用」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

本 庁

六 自然環境の保全

第十六条中「生産量、調達量及び調達の方法及び苗畑の整備」を「需要量」に改める。
第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除

第二十二條第一項中「事項につき」の下に「関係市町村長、」を加え、同項第二号中「第四条第一項第二号」を「第四条第一号及び第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(伐採造林計画簿)

第二十三條の二 森林環境部長は、管理計画を樹立するときは、十年間の伐採及び造林を予定する箇所を定めた伐採造林計画簿を作成しなければならない。

第二十四條中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「行政区画、森林区画、地物」を「行政区界、林班界、小班界、作業団、地物、地種区分、林相区分」に改め、同条第二号中「縮尺」を「事業区別に縮尺」に、「森林計画区」の区界」を「事業区界、林班界」に、「作業団、主な搬出施設」を「主な地物」に改め、同条第三号中「地種区分、林相区分、混交歩合、年齢、作業団、伐採すべき箇所、搬出施設」を「行政区界、林班界、小班界、地物、地種区分、作業団、伐採を予定する箇所」に改め、同条に次の三号を加える。

四 事業区別に縮尺二万分の一を標準として、これに行政区界、事業区界、林班界、

施業区界、字、地番等を記入した字界図

五 事業区別に縮尺五万分の一を標準として字界図を縮図し、これに行政区界、事業区界、林班界、施業区界、字、地番等を記入した字位置図

六 縮尺十五万分の一を標準として、行政区界、事業区界、林班界、施業区界等を記入した県有林位置図

第二十六條中「及び森林総合研究所長」を削る。

第二十八條中「森林調査簿」の下に「及び伐採造林計画簿」を加える。

第二十九條の見出しを「(年次計画)」に改め、同条第一項中「全体年次計画」を「事業区別の年次計画」に改め、同条第二項を削る。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條中「次の各号に」を「次に」に改め、同条ただし書を削り、同条中第二号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第三十二條第一項中「及び森林総合研究所長は毎年度、事業を実施するため、事業区

別年次計画に基づき」を「は、毎年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十二條の二 森林環境部長は、林務環境事務所長が前条第一項の実施計画を作成するに当たり、年次計画を助案し、当該歳入歳出予算に係る年度に予定すべき事業量その他必要な事項を指示しなければならない。

第三十三條中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第三十五條第一項中「当該年次計画に定められた」を「伐採造林計画簿に定められた当該年次の」に、「管理計画に定められた伐採箇所」を「伐採指定箇所」といふ。に改め、同条第二項中「管理計画に定められた伐採箇所」を「伐採指定箇所」に改め、同項第一号ただし書中「管理計画に定められた伐採箇所であつて、年次計画に伐採箇所として定められた箇所以外の箇所」を「伐採指定箇所」に改める。

第三十六條中「伐採すべき」を「伐採を予定する」に改める。

第三十九條中「、林務環境事務所長及び森林総合研究所」を「及び林務環境事務所長」に改める。

第四十條中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第四十二條第一項中「及び森林総合研究所長」を削り、同条第二項中「作成し、翌年度の七月三十一日までに知事に提出し」を「翌年度の七月三十一日までに作成し」に改める。

第四十三條中「及び森林総合研究所長」を削る。

第四十四條中「種苗生産事業、林道事業又は治山事業で、森林総合研究所長は製品事業」を「林道事業又は治山事業」に改める。

第四十五條中「及び森林総合研究所長」を削る。

第四十六條中「及び事業区」を削り、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とする。

第四十七條第一号ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

(山梨県県有林野調査規程の一部改正)

2 山梨県県有林野調査規程(昭和四十五年山梨県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第三十一條ただし書を削る。

山梨県訓令甲第十三号

土木建設事務所

山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令

山梨県砂防管理員規程（昭和五十七年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第二号様式中「ハ此ノ」を「又ハ此ノ」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に、「地方行政」を「普通府知事」に、「吏員」を「其ノ補助機関タル職員」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十四号

本庁 出先機関

吏員以外の職員の職名等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横内正明

吏員以外の職員の職名等に関する規程を廃止する訓令

吏員以外の職員の職名等に関する規程（昭和三十六年山梨県訓令甲第二号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。